

R D最終処分場問題地元説明会
(小野自治会)

日 時：平成20年5月31日(土) 19:30～21:50

場 所：小野公民館

出席者：(滋賀県)嘉田知事、山仲琵琶環部長、山岡管理監、上田室長、井口、谷川、
秘書課、広報課

(栗東市)乾澤環境経済部長、武村課長、井上室長

(小野)自治会長ほか住民約35名

(報道関係者)

この記録は、文意がつながるよう一部接続詞の修正や()で補説をしましたが、基本的に当日の発言をそのまま掲載するものです。

1. 主な意見

- ・小野としては全量撤去の方向で進めていきたい。
- ・経堂ヶ池の汚染はRDが原因ではないかということ懸念している。
- ・県の説明は抽象的で科学的根拠が出てこない。
- ・職員を降格・左遷しないと職員が身の引き締まる思いで仕事をしない。
- ・職員が現場に何度も足を運んでいればもっと早くRDがおかしいことがわかったのではないか。
- ・遮水壁が50年もつというが、壊れた場合誰が責任を取るのか。
- ・D案は臭いものに蓋という感じである。
- ・葉山東小学校近くのパチンコ台等が山積みになっているところの処理ができなくてRD問題が解決できるのか。
- ・D案を納得できる案に練り直さないことには全量撤去に凝り固まって過激な意見が出る。
- ・県にとって不利なことでも県側から言ってくれば信頼性も出てくる。
- ・各自治会から出た意見を公開してほしい。
- ・D案で合意が得られない場合は強制的にやるのか。
- ・今の時代、全量撤去は不可能だと思うが、全量撤去でやることになった場合どうするのか。
- ・基本方針8項目に照らした各案比較表は県に都合のいい ×である。
- ・遮水壁をやることによって、自然界を人的にさわる範囲を広げているのではないか。

2. 質疑等の内容

管理監：(あいさつ)

地元説明会を開催しましたところ、夜分お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。これから説明させていただきますが、今日寄せていただきました、知事はよくご存じかと思うんですが、その隣に座っているのが山仲部長でございます。その隣が最終処分場特別対策室長の上田でございます。私の隣にいるのが井口室長補佐でございます。それから私、管理監させていただいております山岡でございます。それと栗東市ですが(栗東市紹介) それと入り口で資料をお配りさせていただきましたが、地元説明会資料とパワーポイントの RD 最終処分場対策についてと2部用意させてもらってます。それでは最初に知事の方から今回の説明会の挨拶も兼ねまして基本的な説明をさせていただきます。

知事：(あいさつ、経過説明)

皆さんこんばんは。土曜日の夕方、ご家族でおくつろぎの、本来ならそういう時間にお集まりいただきましてありがとうございます。本日は RD 対応に対する説明会ということで開催させていただきました。小野自治会の皆さんにはこの RD 処分場問題に関しまして、これまでいろいろなご心配をお掛けしておりましたこと、私ども県の方の認識の甘さ、あるいは対応などの甘さがございましてご迷惑やご心配をお掛けしてきましたこと、申し訳なく思っております。

また平成13年に県が RD 社に対しまして発した改善命令でございますけれども、小野自治会の皆さんにはその改善命令の執行にあたりましてご理解ご協力をいただきましたにも関わりませず、問題の解決が現在まで長引いております。改めまして県として毅然とした対応がなされず、大変長い期間皆さんにご迷惑やご心配をお掛けしておりますこと、心からお詫び申し上げます。

この RD 最終処分場問題ですが平成18年6月に RD 社が経営破綻しましたことから、それ以来県が主体となりましてこの問題を早期に着実に解決していくための取り組みを推し進めてまいりました。私は平成18年7月に就任させていただきましたけれども、その就任直後、18年10月には RD 問題の解決に向けた県の対応方針を策定しまして、解決のための第一歩となる RD 最終処分場問題対策委員会を12月に設置しました。

この18年10月の県の対応方針ですが、大きく分けて3点ございます。まず1つは事業者等の責任を追求することでございます。社会的にも(有害物を)捨ててそれでいいのかという非難もございます。事業者等の責任を追及すること。2点目は環境汚染に対する対応策を検討することでございます。悪臭なりあるいは地下水の汚染な

り、そのような生活環境の汚染に対する対策でございます。そして3点目がこれまでの県の行政対応、特に平成11年の硫化水素発生以降など含めて、これまでの県の行政対応を第三者による検証委員会を設置し検証し再発の防止を図ることといたしました。事業者の責任、それから汚染の防止、また県の対応に対する評価という3点でございます。この中で本日は特に汚染防止について詳しく申し上げさせていただきます。

18年の12月に対策委員会を設置いたしまして地下水汚染など効果的で合理的な対応策を科学的な知見とともに幅広くご検討いただくために学識経験者や地元の住民の代表の方に委員就任をお願いいたしました。この小野の地域はRD処分場から下流になりますので地下水の汚染、井戸、あるいは農業用水の汚染などにつきまして随分皆さんにご心配をお掛けいたしていると案じております。この対策委員会からの報告ですが県が実施すべき対策工として、主として2つの案が出されました。1つは全量撤去のA2案と言っているものでございます。また、あとから具体的に詳しくご説明いたしますし、今日の資料にも入っております。全量撤去、全部すべてのいわば埋設しているものをRD処分場から運び出すという全量撤去A2案と、2つめは原位置、現在の位置で浄化をして行くというD案の2案を推奨されました。この全量撤去案ですが廃棄物を全量掘りおこして、その一部を埋戻用の処理土に活用しながら安全を確保しようということで、地元委員4人を含む8人の委員の方が推奨され、この案は対策委員会として推奨案とされております。また、もう1つの対策工案が原位置での浄化の案でございます。今あるところでどうやって土壌あるいは地下水を浄化するのか、ちょっと不思議に思うかもしれませんが、そこにつきましてはまたあとから、今日も模型もお持ちしておりますので説明させていただきますが、全体をまず壁で覆いきれいな土を被せ、そして水処理施設を設置しながら地下水を汲み上げて浄化をする。汲み上げた地下水は浄化をして、環境基準に達する段階まで浄化をしたあと公共下水道に流すという仕組みです。このD案につきましては7人の委員の方が推奨されております。この全量撤去案ですが、対策費用は約240億円で工期は13年と見込まれております。また原位置での浄化案は約45億円から52億円で工期は約3年と見込まれております。

さて、この対策工を選択するにあたっての背景ですが、まず私たちは何を問題としているかということでございます。このRD最終処分場問題は廃棄物処分場に本来捨ててはいけない有害なもの、あるいは捨ててはいけない量を超えて、許可をされた量を超えて廃棄物が入られたということが原因であるわけですが、問題としては3つ考えております。1つは先程来、特にこちらの皆さんにはご心配をお掛けしております地下水汚染でございます。それから2点目はダイオキシン類の飛散などによる環境汚染でございます。これにつきましてはかねてより、特に近隣の住民の皆さんからご指摘がありました。それから3点目は違法に埋め立てられたドラム缶などの有害物の

問題でございます。このような問題が高濃度の硫化水素ガスが発生してから8年を経過しているにも関わらず依然として全面解決に至らず周辺の皆さんに大変なご心配をお掛けしております。県としてこのような問題に対してできるだけ速やかに適切な方法によりまして対策を講じなければならないと考えているところでございます。

さてこのような中で問題解決への基本的な考え方ですが、この問題はすべてが不法投棄ということではなく、産業廃棄物の許可をされた廃棄物処分場の処分に関して発生したものでございます。産業廃棄物として持ち込まれたものもこの栗東だけでなくより広い範囲からのものもございまして私ども県としては、これは栗東市の一部地域の問題としてとらえるのではなく県全体の取り組み課題として位置づけなくてはならないと考えております。そのうえで県としましては地元の住民の皆さんの理解とご協力を得て処分場から周辺への生活環境保全上の支障をしっかりと取り除くための安全な対策を確実に着実にそして1日も早く解決できるように取り組まさせていただきますと考えております。この安全な対策というのは先程来申し上げておりますように生活環境保全上の支障が取り除かれることでございます。ちょっと耳で聞いてわかりにくいかもしれませんが、生活環境保全上の支障というのは悪臭であったり、あるいは大気であったり、それと先程来申し上げております地下水汚染なども大変重要な生活環境保全上の支障と考えております。このような対策を進めていくには皆様のご協力ご理解が大切ですが、併せまして公的な予算を入れさせていただくこととなります。そんなところから公的な予算を投入するためには効果的で合理的また経済的にも優れた対策工の選定、廃棄物処理方法の関係法令に位置づけられる対策工を実施していかなければならないと考えております。

さてそのような中でこの2つ、特にA2案、全量撤去というのは8名の方が推薦をされて、これは委員会の推奨案であったと。しかし今県として採用させていただこうとしているのは、1名少ない7名の方が推薦をしたD案にしたいと考えております。これは原位置での浄化案でございます。なぜD案を基本に考えようとしているのかということをし少し背景をご説明させていただきたいと思っております。少し長くなりますが、また皆さんの方には地元説明会資料として、このような資料、対策工実施の基本方針、アイウエオカキクと8項目書かせていただいております。この8項目について要点を紹介させていただきたいと思っております。これはある意思決定をするための一つのセットとしての基準のようなものでございます。

まず対策工を選ぶための最初の方針ですが、地域住民の皆さんとの連携を強化し互いの合意と納得が得られるようにするということの原則です。それから2つめは最終処分場からの生活環境保全上の支障またはそのおそれを除去するため効果的で合理的かつ経済的にも優れた対策工を実施し早期に解決する。先程来申し上げておりますように、ここは公費を使わせていただくということからこの効果的、合理的、経済的と

いういささか堅い言葉ですけど述べさせていただいております。その具体的内容はどうか、またあとで担当の方からイメージできるような形でご説明させていただきます。それから3点目はRD最終処分場からの支障等を除去するための対策工は廃棄物処理法に基づき事業者等に措置命令を発し当該事業者等にその是正が見込めない時に滋賀県が代執行事業として実施する。一旦耳で聞いてわかりにくいかもしれませんが、直接に県が対策工をするのではなく、この場合にはRDのもう破産をしておりますけども会社、そしてその代表に対して、措置命令というのはきちんと生活環境の保全が保てるような形でこういう工事をしなさいと行政として命令を出します。実はこれは先週、28日に4項目ですね、措置命令を公的に出させていただきました。そしてその措置命令に従ってRD社、あるいは佐野さん、関係者の方たちがすべて生活環境の安全性を確保できるような工事をしていただければ税金を投入する必要はございません。しかし今の状況の中ではそれはできない公算が強いということで、その場合には県が代執行、代わりに執行するということでそういう手続きをとるわけでございます。法的にそのような流れになっておりますが、なぜなのかということをもしあとからまた説明が必要でしたら担当の方から説明させていただきます。

また、4点目ですが、対策工は支障等の除去または支障等の素因、素因というのはその元になっている原因ですね。その素因の除去、対策工の成果確認のためのモニタリング、モニタリングというのは検査などやり続けることですね。モニタリングおよび対策工実施による二次被害防止のための影響監視。対策工を実施してもそれによって、例えば余計に大気汚染なりあるいは他の汚染が出てしまうと、これは元も子もないわけですから、この二次被害も防止するというための監視も必要です。それから5点目ですが、対策工の実施にあたっては周辺住民の生活環境を保全するための措置を講じる。例えば悪臭などが生じるおそれがある場合には、その悪臭が拡散しないように、広がらないような防護壁をすとか、というような。たとえばの例でございますけれども、工事中も環境を悪化させないような措置を講じるということです。それから6点目ですが、対策事業は周辺住民の生活環境を保全するまでに時間を要するため、先ほどA2案は13年、D案は3年と申し上げました。時間を要するため現在生じている支障の状況を踏まえて緊急的な対策と恒久的な対策に分けて実施する。それから7点目ですが対策工の終期。これはいつをもって対策工が終わったかというその終期ですが、法令上の安定型最終処分場廃止基準を満足する状態。先程来申し上げておりますように、このRD最終処分場はすべてが不法投棄ということではなく不法投棄も含みながら、安定型というのは特に措置をしなくても土の中に埋めておいて地下水などを汚染しない、まあ安定したものです。例えばそこから様々な物質を生じないようなものです。その安定型の最終処分場廃止基準を満足する状態。これは基準がございます。それと対策工の実施後に支障等が認められずかつ将来においても

支障等を生じないことが確認できる時期を原則とする。これにつきましてもまた分かりにくかったらさらに説明させていただきたいと思います。そして8点目ですが、対策工は処分場の廃棄物の種類、性状のみならず地域状況や地理的条件に十分配慮して支障等の除去の実効性や確実性を担保する。ほんとにそれが実行出るのか、確実にできるのかということ担保するとともに、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」。これ平成15年に作られた10年間の時限立法でございますが、その時限立法ならびに「廃棄物処理および清掃に関する法律」第19条の8、9に定める支援を受けることが対策工の計画的で円滑な実施につながる。まあ言い換えますと具体的には県だけの予算ではなく、この措置法によりまして国の予算的支援を受けることができる。県民の財政的な負担が軽くなるというような方法をとろうということでございます。これは先程来申し上げておりますように、公費を入れさせていただく時のひとつの基本的な考え方とっております。

ただここで誤解をしてほしくないのは、財政的なことを考えて命の危険と取引するのかということをおられると、それは違ふと。ほんとに命の危険性に対して私どもはきちんと財政、あるいはお金を入れるべきとっております。だから今回こうやってかなりの金額の予算措置をさせていただこうと、対策工を取らせていただこうと考えているわけでございます。しかし地下水の汚染、あるいは大気汚染であっても無制限にお金を入れられるわけではありません。法律があります。そしてその「必要な限度」というのがどこなのかということが法律との兼ね合いの中で私ども考えなければいけないという基本的な姿勢でございます。今の資料の次のページに横長の資料がございます。これは今のアイウエオカキク、8項目の概要それぞれについて、右側にA2案、全量撤去、D案、部分的に有害物を撤去してその位置で浄化をするD案、そしてもうひとつのD案がございますが少しタイプが違います。またあとから詳しく説明させていただきます。そしてE案、実は委員会の方からはD案のB2ベースというのは推薦がありませんでした。E案はおひとり地元の方が推薦くださいました。これをずっと見ていただきますと、があり×が付いている案は私どもとしては採用できないというのが今日のひとつのお伝えしたいことでございます。このような項目、8項目を見ていきますとD案、B1ベースのD案がはございますがが多いということです。特にのところでは住民同意のところはを付けておりますのは先程来申し上げておりますように学識経験者および栗東市委員の推奨案、7名の方は推奨してくださいましたが、地元住民4名の方はA2案の全量撤去を推奨くださいました。また、先週地元、北尾団地にお伺いしたときにも全量撤去を強く望まれる声ございました。そのようなことから、この住民同意というのはまだまだD案はだということでこのようにさせていただいております。

今日皆様のご意見もお伺いさせていただきまして全体としてどういう方法をとる

のが社会的に、そしてまた地元の皆さんにも納得いただけるのかということでのご意見をいただきたいと思います。そういう中で具体的に今の計画を、少しパワーポイントやあるいは模型をもって来ておりますので説明を担当の方からさせていただきたいと思います。私の今の説明につきまして分かりにくいところがありましたらまたあとからご意見をお伺いできたらと思います。あと担当の方でお願いいたします。

井口：(パワーポイントにてA2案、B1案、D案、E案説明)

それではパワーポイントで、お手元の方にも資料がいておりますけども、それに基づきまして、各案についての説明をさせていただきたいと思います。この最初のあたりは知事が説明しておりますので省略をさせていただきます。A2案、全量撤去案と言っている案ですけれども、この部分が廃棄物でして、下が元々の地盤でございます。この廃棄物の周り、まず鉛直遮水壁で閉めきりまして、この中の廃棄物を全量撤去しまして、約半分くらい、この分ですけれども、これくらいを埋め戻すという案でございます。廃棄物を掘削するところについては大型のテントを設置するという案でございます。全体の工期は13年、全体の費用は243億円、ここでイニシャル236億、ランニング7億と書いておりますけども、イニシャルと書いておりますのは最初この工事をやるのに係るお金でして、それが236億円、ランニングと書いておりますのは、あとに30年と書いておりますけども、30年間ここの維持管理、水処理施設ですとかの管理とかを行うのに30年間で7億円くらいいるということで合わせまして243億円いるという試算をしております。

このA2案の掘削手順ですけれども、全体を16分割くらいにしまして掘削と埋戻を平行作業でやるということで、掘削しまして埋戻に使えるもの使えないもの分別しまして使えるものについては埋め戻す、使えないものについては場外に搬出して処分するという作業を繰り返しまして最終的に約半分くらいの量で埋戻を完了するという案でございます。これ断面図ですけれども掘削と埋戻を平行作業でやっていくということです。

次にB1案ですけれども、これにつきましては処分場の全体を遮水壁で囲みます。この図面の水色になっているところが粘土層なんですけれども、この薄い緑色になっておところが砂の層です。砂の層は地下水が非常に通るのですけれども、粘土層は地下水を非常に通しにくいということで不透水層とみなせるということで、ここの下の小さいんで見づらいですけど、Kc0と書いております粘土層がございます。これはこのあたりですと厚さが30mくらいあるということで、そこまで遮水壁を全周打ち込みまして、ここにありますが汚れた地下水ですとか廃棄物から出た汚れた水が外に出ないようにすると。そうしまして上に覆土といたしまして土を被せます。あと全体を閉めきりますので中に水が雨とか降りますと溜まってくることになりますので、それにつき

ましては井戸を、ここですと、ここは廃棄物から浸みだした水、こちらは地下水が汚れますので汚れた地下水を汲み上げて水処理施設で処理して下水道に流すと。あとまたこの中に空気を送り込むことによりまして廃棄物を安定化するという事で、B 1 案は自然換気ということで排気口を今、2000 平方メートルに1カ所ぐらいを考えておりますけども、それで空気の出し入れをしてやることと、あと水を上げてやることの両方によりまして廃棄物を浄化してやろうという案でございます。B 1 案につきましてはこの覆土につきましては土で覆うということで考えております。

それで D 案ですけども、D 案につきましては、先ほど説明しました B 1 案をベースで考えておりますけどもそれに加えましてこちらで「有害物質の掘削除去」と書いておりますが、先ほどのに加えまして有害物がたまってあればその分を除去してやれば廃棄物の安定化が早まるということでそのような有害物を掘削して除去してやろうという案でございます。B 1 ベースの D 案でということですので、先ほど説明しました B 1 案プラス有害物の掘削除去というのが D 案でございます。工期にしますと先ほどの B 1 案の3年プラス掘削除去に係る期間、あと費用にしたら先ほどの B 1 案の4 5 億円プラス掘削除去に係る費用ということになります。

次に E 案でございますけども、E 案につきましては一番下流側に遮水壁を設置しまして、そしてこの部分、この図面では粘土層が連続しているようになっておりますが、調査によりまして一部下の透水層、砂層とつながっているところがござますので、それを遮水シートで修復をしてやるということと、あと汚れた水につきましては、こちらに井戸を設けまして、汲み上げてやると。あと廃棄物の中につきましては強制換気、機械的に空気を送り込んだり吸い込んだりして換気をしてやって浄化するという案でございます。この案につきましては、上を土質系の覆土、土を被せましてさらに処理した水をここにかけましてさらに浄化期間を短くしようということで、工期は約4年、費用は全体30年間で89億円ということで試算をしております。それでは各工法の説明を終わらせていただきます。

上田室長：(模型にてD案説明)

私の方から模型を使わせていただきまして、今の話、総括的に説明をさせていただきたいんですが、うちの職員が作ったものですから、見栄えは悪いんですが、これが処分場の形になってます。それでここに赤いのがあるんですが、これが火山灰層で、水色が地下水層、そういう形になっております。これは去年1億3千万かけて地質調査をいたしましたので、中もこういう形になっておるといような状況になってます。この水色のところ、これが地下水汚染をしておるといこととでございます。そして、処分場の上でございますが、焼却炉が2基ございます。この焼却炉2基、ダイオキシンが非常に高い、基準の1300倍、そういう数値が出ております。それとこの表面

でございますが、きちっと覆土がされていけませんので、雨水によって公共用水域に流れる、そういうおそれがある、という心配がされます。それと皆さんご存じと思うんですが、西市道側のところについては急斜面であって、ここも汚れると、崩れるというような心配がある、そういうもの。そして中に、これはもう平成11年に22000ppmの硫化水素ガスが出たんですが、その硫化水素ガスは今現在は460ぐらい、それも測ったときは出てこずに、あとから溜まってくるものが460ぐらいというような。630だったかな。それぐらいが廃棄物の中にあるというような状況がございます。

その中で先ほどD案の説明をさせていただいたんですが、遮水壁をこういう形でバンと打つという形になります。ここの処分場の周辺に打つわけなんですけども、具体的にどこに打っていくかということについては詳細設計で決めていくこととなります。詳細設計ではその地質の状況を見て、廃棄物とセメントを混ぜてというわけにいきませんので、その状況を見たうえで、例えばもう廃棄物のあるところしか打つ手がないのであればそれは除ける。除けるというようなことを考え、もっていくのが詳細設計で、今現在、その手続きを、その業者を決める準備をしてるんですが、そういう形でございます。それでこの遮水壁でございますけども、全国で400件ぐらいの実績がございます。廃棄物処分場でもこういうものを使っておりまして、それが28件の事例がございます。また、耐用年数でございますけども、この現在私どもが進めようとしておりますのは地中連続壁工法でございます。これにつきましては実は平成5年が一番最初に設置されたものでございますので、今15年、15年の実績しかございません。しかしながら、地中連続壁工法と同じようにですね、土の中でセメントと土を混合する工法では、27年経過してもまだコンクリートの強度が上がっているというような報告がありますので、私どもは50年くらいもつだろうとそういうように思っております。

何より大事なものは、まずここの地下水が外に出ないようにするというところでございますので、透水係数と言うんですが、これは国の基準なんですけども10のマイナス6乗、いいますのは1年間に30cmしみ出る、そういうくらいに水を通さない、そういうものを、それ以上のもの、10のマイナス6乗以下のもの、30cm以下のもの、そういうものを造っていかうとしております。それでこの遮水壁は、中国で地震があったんですが、地震があったときにひび割れるとちがうのか、ということでございますが、ひび割れないとは誰も言えないわけでございます。その中で私ども、どう考えているかという、ちょっと中(模型)開けさせていただきますが、ここに遮水壁を周りに打つわけでございますが、先ほどいいました水色のところ、そこへ井戸を掘りません。何本掘るかはこれからまた詳細設計で決めていくんですが、井戸を掘って水処理施設で汲み上げることになります。水処理施設で汲み上げることによって、ここの水

位を外の水位より低くする。したがってひびが割れても外から中に流れるようにする。そういう技術でこの水が万が一、ひび割れたとしても外から中に入ってくるようにする。そういうようなことを水処理施設の中で機能をもたせると、そういう考え方をいたしております。そういうことで外には流さないというような考え方をしております。

それで、どうやって遮水壁を造るんだといいますと、周辺をですね、(模型) こういう、爪みたいになっていて、これがグルグル回ります。そして土と粘土も混ぜて55cmくらいの壁を造る。それでカンカチコにすると割れやすい、柔らかくするとどうなるのか。そこらあたりも詳細設計で考えてもらいます。詳細設計の中でどういう程度が一番いいのか、この処分場にとって一番どれがいいのかということについてはこれからの詳細設計になりますが、こういう形で周辺を掘っていきまして、そして壁を造っていくという工法でございます。これにつきましては、最大40m、RD 処分場では40m掘らないけないと試算をいたしております。ただ全国的には59mくらい掘って大丈夫というようなこともございますので、私どもこれもいけるだろうと、止まるだろうとそういうように思っております。そういうことで遮水壁を打つ、そしてこの焼却炉については、今皆さんご存じだと思うんですが、割れたり破れたりしてます。そのダイオキシン、崩れますとダイオキシンが飛散するおそれがございますので、そこについては取り除くということで、その対策を打っていくということで考えております。

そして西市道側の急斜面については、安定勾配を確保したうえで処分場全体を覆土をする。覆土をして雨水と廃棄物が混じり合わないようにしたい。粘土層でございますので中に入ります。中に入ったものについては、水処理施設をつくって、その水処理施設の水は下水へ流したい。雨水で廃棄物にふれないものは流させていただきたい。こういう思いをしております。

そして次にガスでございますが、ガスにつきましても基本的には覆土で、今も私ども週に何回か検査をしてるんですが、もう出てきておりませんけども覆土をすることによってそのガスの心配をなくしていくというふうな考え方をいたしております。

もうひとつ、有害物の除去という、先ほど説明がありましたけども、去年私ども90人の方に照会もさせていただきましたし、元従業員に照会もさせていただいて、掘削調査させていただきました。ドラム缶が240本出てまいりまして、その出てきたドラム缶は外に出して、汚染をしないように、外に影響を与えないようにしているんですが、これから実施計画を作っていく中でその他のことも含めてどうしていかかというのをとりまとめようとしております。この目的は、原因物を取ることでこの処分場が早期に安定化が図れるだろうという思いでございます。早期に安定が図れるということは水処理施設、この水処理施設の運転が短くなるだろうという期待を

いたしております。そういう中ですぐではないのですが、できるだけこの処分場を安定化させ、そして水処理施設を運転しなくていい時期、そういうようにもっていくようにこの悪いものを取る。そういうような考え方でこの有害物の除去というものを考えているところでございます。先ほどの重機でございますが、騒音については低騒音、低振動というものも使いますけれどもやはり音がします。普通の重機くらいの音がします。そういうことについてはまたもう少しはっきりした段階でまた説明をさせていただきますと思いますが、いま考えております D 案というのは、いまこの模型で説明させていただいたとおりでございます。以上でございます。

知事：(D 案選定理由説明)

今担当の方からこれからの対策工の具体的な内容についてですねイメージいただけるように説明させていただきました。この D 案を基本にしまして有害物を除去しながら、特に地下水汚染をしっかりと拡散しないように遮水壁で覆い、カバーをして、そして汲み上げながら浄化をするという形で、まあいったら全体を、土壌をこの場で、原位置で浄化をするという仕組みでございます。

少し比喩がずれるかもしれませんが、人間の体で例えますと、ガンがあったと。あるいはガンが発見された。その時にそれをすべて摘出するのか、それともいわばクオリティオブライフ (quality of life) をより維持するために全部摘出するのではなく、放射線療法だったり薬物療法で癌の細胞を減らすと。最終的にはガン細胞が増えないような形にすると。比喩として不適切かもしれませんがそういうことかと思っております。私自身十数年前にある部位の癌をすべて摘出したんですですけど、それは今、かなり生活環境上、私の健康的にもしんどいんですけど、取らずに済んだらよかったな、なんていうことも含めて、これは全く余談でございますけれども、様々な手法の中で私たちはこの原位置で地下水を浄化し、また有害ガスが出ないような形で生活環境を保全し皆さんにとって大変大事なこの地域、特に小野の皆さんにとってはこの RD 処分場のところは、昭和 40 年代の写真を見せていただきますと、大変こんもりとした山があり、お宮さんもあって、そして鴨ヶ池と経堂ヶ池という池があり、かなり大事な場所であったと思っております。燃料なども取りに行きながら、ほんとに皆さんにとって、思い出の場所、大変大切な場所であった。そこがこのような形で今汚染されているということを私たちは大変重く受けとめておりますので、できるだけ早く、1日も早く環境基準を達せられるような形での浄化にかからせていただきたいと思っております。

昨年、一昨年、私が就任して以来、委員会を作り、また昨年は、先ほど室長がご紹介させていただきました、1億数千万円をかけて調査をし、有害物を発見し、一部取り出しも始めました。今年度は詳細設計、詳しい設計のための予算、あるいは焼却炉

のところにありますダイオキシンの除去をするための予算を県議会でお認めいただいております。このような大変貴重な予算ですからそれを確実に使いながら皆さんにとって安全な、そして最終的には安心できる生活環境を私どもも取り戻したいと、県を上げて取り組まさせていただきたいと思っております。いろいろご心配、あるいはご質問などあるかと思いますが、あまり一方的に長くおしゃべりしてもいけませんので、あとは皆さんからの質問を受けさせていただきます。どうもご静聴、耳を傾けていただきましてありがとうございます。

自治会長：我々は全量撤去をお願いしている。また過日 5/11 のときの栗東公民館の説明会でもそういう意見が多く出ていたが、その後知事の方で違う案が出てきたということ了我々としても「あれっ」という思いを持った。その説明が今あったが、それでいいのかどうかというのが一つ。もう一つは雨水の除去については下水道へ流していくということを聞いているが、そういう点では今のところいい。もう一つはいわゆる粘土層の修復の件について今説明なかったが、それでどうなのかというのがやはり有害物質を通して雨水が地下水へ流れている。果たしてあの 2 本だけで地下水かという懸念はもっている。というのは、あの地域からの地下水で今現在我々使っている経堂ヶ池の水、以前は非常にきれいであった。それが今のような状態になり、そこに多くのヘドロが溜まっている。そういう点では我々としては経堂ヶ池の水の汚染については RD が原因ではないのかということ懸念している。そこらへんのところはどうか。もう一つは、遮水壁をしたとしても 50 年ということを言っている。我々としては次の世代に今のような状態で大丈夫だ、うまくやってくれたということが伝えられるようにしていきたい。我々長い将来にわたって汚水が地下水とともに流れていかないという保証があるのかどうか。そこらへんを聞きたい。

知事：4 点の質問をいただいた。1 点は 5/11 の栗東中央公民館でお話を聞いて説明をした。そのときに皆さんから全量撤去の希望、それとあわせて粘土層の修復という 2 点の声を伺った。そのあとなぜ県は地元の要望が全量撤去あるいは粘土層の修復であるのに、この D 案の原位置での浄化という方針を決めたのかという質問があるが、先ほど来この 8 項目を出したように、私どもはすべての項目をカバーしないと公の仕事として対策工ができないということである。5/11 の段階でもいろいろ全量撤去の場合の問題、あるいは皆さん自身がその気持ちを受け止めてほしいということも私自身も理解したが、あのとき結論の方法は申し上げられなかった。その後、8 項目というのはずっと委員会で議論してきたが、さまざまな要素、8 項目、特に総合的に考えながら私どもの方で D 案を基本にして実施設計にかからせていただきたいと決めさせていただいた。それから 2 点目の雨水だが、下水道については雨水管渠と下水管渠がある

ので・・・そういう意味ですか？。

上田：私の方から模型で説明する。D案では覆土をして、覆土というのはシートを張るという方法もあるが、ここは覆土をして雨水は浸透するものと水路を造って流すものがある。浸透して廃棄物と触れた雨水、浸透水は水処理施設で処理して、その処理した水は下水道へ流す計画をしている。覆土をして廃棄物とふれないものについては今までどおりといっは申し訳ないが、下流の方へ、経堂ヶ池の方へ流させていただくといふように考えている。それと今まで対策委員会の中で議論のあったことなので、私の方から説明するが、経堂ヶ池の水の状況だが、これは今年の8月に経堂ヶ池のところのRDの処分場のすぐ近く、真ん中くらい、全部で4箇所だったと思うが、自治会長さんに立会っていただき、水は栗東市でヘド口は県で検査をした。それでRDに近いところについてはヘド口を上と下の2カ所をとって調べたが、RDと関連があるということのものが出てこなかった。それで報告書の中には現時点では問題がないという報告になっていて、ただし先ほども言いましたが、廃棄物と雨水がふれるとその廃棄物のものが小さい粒子、SSの状態であって流れていく心配がある。だからこの状況はきちり監視していかなければならないというふうな報告が出ている。

それともう一つは粘土層の修復と地下水の関係を質問されたと思うが、(模型の)赤いところは火山灰層である。今汚染されているのが青いところ(砂層)であって、ここは遮水壁で遮水するので汚染された地下水が外へ流れることはないと思っている。ただこの下はどうかというと、栗東市が調査をされた結果では38mの粘土層がある。その下にKs0という地下水層があるが、そこまでは影響されてないということで、対策委員会の中では、Ks1、Ks2が汚染されている。ということでこの部分を遮水すればいい。では、どこまで遮水壁を打つかというと、現在、詳細設計を行おうとしているが、火山灰層から2.5mの深さまで遮水壁を打って、外へ出ないようにしたいというふうに思っている。遮水壁の耐用年数のことだが、現在D案もそうだが、水処理施設の稼働の経費を30年みている。30年みているというのは、もっと早く終わりたいという思いがあるが、いつ終われるかはっきりしないという中でD案を恒久対策と考えるのは、まず水処理施設をする、遮水壁をする、覆土をする、それから焼却灰をとる、それプラス監視をしなければならない。その監視をきちんとすることによって恒久対策と言っているのだから、どういう所に監視井戸を設けるかというのはこれから詳細設計で決めるが、きちり監視した上でやっていくので工事が完成したあとも水処理施設の運転、プラスしっかりした監視を県としてやっていく考え方をしている。

住民A：(知事が琵琶湖研究所にいた頃に栗東市の市民教養大学の講師を依頼した時の話をします。)

今説明を聞いているともものすごく抽象的で具体的な科学的根拠が出てこないと思っている。私も質問して回答するという通り一遍のやり方ではなくて知事さんと対話しながら進めていきたいと思う。小野の皆さんも了解願いたい。まず知事さん、18年10月12日に滋賀県知事名で小野に対してRD最終処分場の早期全面解決にむけての回答という文書が出ている。これは、県も説明に来て、私はそのとき賛同した覚えがある。ということは内容がたいへん具体的に細かく書かれている。これはいいのではないかと。ところがこの中で8ページにこれまでの県の対応を検証し責任を確認し再発の防止対策を検討していく必要があるということがある。9ページに問題点や責任を検証するためにまず行政対応検証委員会をつくる、これは先ほど知事がつくっているということをおっしゃった。それはいいが、問題は今日に至るまでの県の説明は実に逃げの一手で具体的に踏み込まなかった。その対応が実に雑であった。そのために問題が起きてから今日に至るまで延々と時間を労したということ。このことについては検証委員会がどういう傾向で進んでいるか知らないが、そんなことよりも当時の担当者をどういう処分をしたか、まだ処分もできていないのか。これは私はこのごろ官庁があちこちで減給10%とかやっているがそんなもんじゃない。降格するとか左遷するということをししないと県庁職員自体が身が引き締まるような思いで業務に邁進するということは、全般を通じて、単にこれに関わっているものでなく早急にするべきでないか。私はそのように思います。いかがでしょうか。これを放っておいて、いくら説明に来られても栗東市民はなかなか理解できない。

知事：十年前教養大学に呼んでいただいてありがとうございます。

それで本論だが、行政対応の委員会の経過だが、19年度に13回検討いただいて、この20年2月25日に最終報告をいただいた。そこでは主に再発防止のためということで提言をいただいている。特に再発防止にあたっては廃棄物処分関係、あるいは担当者の人員が不足していることを対応すべきという提案を2月にいただいたので早速新年度4月からは担当を二人増やして対応をとれるような組織強化をした。それと併せてやはり対応のマニュアルがきちんとできていなかったということで対応マニュアルを作るという作業には今具体的に取り組んでいる。特にRD処分場の問題がなぜ長引いてきたかということ、行政対応評価委員会からの報告書ではどちらかということ県としてはRD社を優秀な企業と考えていた。だからきちんと県の法規なり約束を守っていただいていたという信頼の中にあっただのである意味でそこが認識が甘かったということ平成一桁から二桁の時代、硫化水素が平成11年に出ます。それまでの大きな反省として言っている。そして、きちんとその業者の組織的な、あるいはバックも含めて把握できる人員体制を作るべき、それと併せて毅然とした、警察権力を含めた対応が必要でないか、そういうところにおいては人員が必要だということで再発防止

の意見をいただいている。これに関しては対応を取り始めている。もう一つの大きな柱が行政処分である。この行政処分については私自身今、後任の知事として当時のことを受けとめる立場として現在検討させていただいている。今日ここでお答えできるまで熟度ができていないが、私は対応が必要だと思っている。

住民A：ありがとうございます。それを聞いて安心しましたが、それにしても遅いとは思いう。それと我々の社会では現場主義というのを言って、現場に何度も足を運ぶということが信頼する以前に目で見えるからわかってくる。1回や2回ではなく何回も足を運んでおれば空気を感じることができる。そういうことを県の職員がやっていけば、もっと早くにこれはおかしいということを感じたと思う。遮水壁の話はこれはコンクリートという解釈をしていいのか。

井口：土とセメントを混ぜたソイルセメントというもので、通常のコンクリートと比べるとかなり柔らかいというようなものである。

住民A：問題は、なぜ遮水壁のことを聞いているかということ、先ほどから抽象的に日本の他でやっているから漏れないと言っているが、そんなことあちこちで聞いても原子力発電のところがあんな状態になっているとか常に起こる。何かあればコンサルタントと言っているがむやみやたらに信じるものでない。コンサルタントも調査をしてこれであれば安心できるというものならばいいが、それが大事であって、例えば、コンクリートと土を何パーセントで混ぜると言うことがいえますか。いえないんでしょ。私は冒頭に言いたかったのは、今日はこんな会合を開く必要はないのではないかと、説明だけで帰ってもらったらどうですかと言いたかった。既に決めてられるのだから、私たちが意見を言ったって、右から左へ馬耳東風で聞き流すだけでしょ。本当に意見を聞いたら、住民の中から出てきた声で、こういうものは耳を傾けるべきと言うものがあるかもしれないから、ここまで計画を立ててるのであれば、遮水壁のコンクリートと砂の混ぜ具合は何パーセントですか、その砂は海水の砂を使うのか、それとももう少し制限された砂を使うのか、あるいは砂以外に何か他の物質を混ぜることによって、より将来に水が浸透しないという保証が、例えばコンクリート工学というのがあるならば、そのような専門にしている方から十分な指導を受けるべきだと思う。例えば、金属疲労があるが、金属ですら何年かの耐用年数で疲労してしまう。ましてやコンクリートは雑なものだと思う。それを簡単に50年というが、自治会長は50年で満足したか知らないが、だけど50年というのはきちんと科学的根拠を示して我々にこういう状態ですから50年は絶対に保証しますというような。ところが、失礼であるが知事は50年は生きていない。50年後に知事は責任とれないでしょう。これ、大変

困るんです。ですから、そこのところはきちっとしてほしいと思う。例えば、地下水の流量とか速度とかそれが経年変化するのかどうか今答えられますか。答えられないでしょ。

上田：地下水の流量と速さ、それについては、その処分場の中は 1.45m の早さが栗東市の調査で分かっている。どのように流れているのかも分かっている。それともう一つは、(模型で)地下水の流れは、工業技術センターから経堂ヶ池の方向に流れている。そのなかで遮水壁を打つと、今までの地下水の流れが変わる。その辺はどう影響があるのかというのを対策委員会の中で議論いただいた。もう一つ、全部に遮水壁がいるのかということについても対策委員会の中で議論いただき、全部しないと地下水汚染は止まらないという議論もいただいた。それと、セメントの・・・

井口：標準配合というものがありますが、今手元に資料がないが、土 1m³ に対して 200kg から 300kg ぐらいと思う。通常のコンクリートに比べると半分とか三分の一ぐらいの量です。砂は、土の様子にもよるが、使うのであれば川のものを使わない。あと、ベントナイトという粘土ですが、ベントナイトと水とセメントと現場の土とを混ぜる。実際、必要な固さであるとか遮水性、一年間に 30cm 以下にする。それを出すためにどういう配合、混ぜ方にするかについては、これからまた調査をして配合試験をし、その土で混ぜて実際必要とする遮水性が出るように設計をするということになる。現在、既に行っている調査のデータしかないが、過去のデータなどから十分確保できると考えている。

住民 A：聞いていると、ほとんど抽象的である。今日ここに何しに来たのか。ほとんど D 案の B-1 とだいたい決めてきている。そんなとき来て、抽象的な言葉で我々を納得出来るのかという考え方自体があまりにも県庁が我一人いくという感じで、我々はあの意見を信用できないという感じを持つと思う。例えば、長い間、知事は RD は優良会社と信頼していたと言っていたが、現場に行っていれば空気で分かる。私たちは仕事をしていても取り締まる場所がある。監督署とか。そのとき長年の経験から肌で感じることもある。そういうことが仕事には大変必要で、机の上だけで考えてるのではなくて、現場へ行けば RD がこういう形で現在作業を進めていると分かる。それに関連して言いたいのは、工事をする場合、その工事はどの案をとられるか別にして、工事をする場合、常に職員が来ると肌で感じますよ。あなた方、今セメントの数量、それもパーセントもはっきり言えなかった。200、300 とかいったり。それをきちんと現場でもって確認していくということをするれば、将来間違いのないもの、少なくとも県庁が考えたことに対する間違いのないものができるのではないかと。

それで、私はあちこちの工事を見ていると、業者が黒板に書いて、それを写真で撮って、それでたぶん市役所や県庁に納めるんじゃないのかな。それを机の上で見て、おう何々社の仕事はこれで出来た、オーケーでハンコを押せば、そんなもの業者は海千山千の人間ですよ。ごまかすのは何でもない。今全国で起こっている。いろんなものがごまかされている。本庁の職員でさえもが、滋賀県はそういうことがないが、他府県の職員は平気で金をごまかしている。そういうことが我々の県にも起こらないかどうか。起こる可能性はなきにしもあらずではないか。そここのところきちんと確認をさせていただくのが必要ではないか。私たちが知りたいのは、現在出ている有害物が経年変化でどのようになっていくのか知りたい。県からか市から回覧で有害物がこれだけ出てますと回ってくる。最近では1週間くらい前に回ってきたが相当出ている。少なくとも公害に多少関心のもった者ならば、あの数値が相当大きな数値だと分かるはず。そういうものが現在出ているにしては、あなた方が説明されてそんな抽象的な言葉で我々が満足すると思ったら間違いだと思う。私は知事には厳しいことは言いたくない。なぜ言いたくないかという、もったいない、それが栗東の教養大学でアフリカのことをお話しされながら、ご子息のズボンの膝が抜けたので繕っていたとおっしゃって、ああ、この方はこういう方なんだ、と思ったら、このあいだのキャッチフレーズが出ていて、やっぱりあの方はこういう方なんだなと私は思っている。そういう意味で知事には言いたくないのですが、現実知事が責任者ですから、部下をちょっと激励してきちっとして。今日来ている職員には大変申し訳ないが、この場に及んで抽象的なことをだらだら言っても私たち聞く耳持ちません。ということです。

それから、コンクリートが疲労してきて有害物が浸出していくということが起こったとき、それは誰が責任を持ちますか。私は農業やっておりません、畑で野菜を作っていますけど、周辺は全部農業の方です。農業ってのは水が一番大事です。私が何年前か前にニューハイツの公民館でこういう会合があり聞いていたら、私の目の前にいた二人のある程度年とられた方が、小野の米は食べられないと、私が小野の者と知らずに、小野の米は食べられない。これ風評ですね。風評も被害を受けるが、現実に浸出してきたとなれば、小野の農業は壊滅的な打撃を受ける。そのことに対して、あなた方は50年は持つでしょうと、それは他のことで言っているのもあって、現実的に我々がこういう混ぜ方をしてこういう工法をすれば有害物の浸出は絶対あり得ないとか、仮に50年経てば、自治会長の孫はちょうど所帯盛りです。そのとき知事はこの世にいない可能性が強い。大変失礼であるが。誰が責任持つんですか。知事も何十年と知事をしない。そういう組織がきちっと出来ているのか、そして、私たちの目の前でそういう者が処分されていくのか。そういうことが大事です。

昔、さんという県会議員が当時栗東町から出ていた。この方優秀な方で、チッソ、たぶん水俣の工場で常務をしていた。あるとき、部下の不始末を見つけ、大きい

会社なので山の発電所にやられた。社員はみんなこれであいつはおしまいだと言っていた。ところが、その男を取り戻して一生懸命やっていたからということで、またもやそれらしき仕事に就けたということがあった。ですから、必ず職員を左遷したら、その人がそれでおしまいではない。私が過去に勤めていた会社も社長がそのようなことをした覚えがある。優秀な課長が20人か30人くらいの甲賀郡の子会社に追いやられて、あの人もこれでしまいかと思っていたら、最終的にその人は本社の常務になった。そういうことをやればいい。ですから、そういうことがないから我々はのりりくらしと言い抜けしていた職員が未だに大きな顔して机の前に座っているかと思うと、それはいけませんよ知事。やっぱり一旦はきちっとした姿勢を持つ。例えば、検討委員会が2人増やしたら、あるいは、3人増やしたらもう少しうまくいくということではない。現実には、職員というのは、仕事に真剣に取り組んだらということ。

ということは、自治会長が言ったが、我々の県が守る義務、最近安心安全という言葉使いますね。県は好きですね。栗東市も好きなんです。私、あの言葉大嫌いなんです。まあ、それをいうと長く時間がかかるのでやめます。知事が言った県の職員のあり方によって、我々地域住民の健康や命が守られる。また、守ってもらわないと困る。ところが、今回の件について、もしも不手際をすると、このことが土台から崩れる。しかも先ほど50年といったがそれも正確に言うべきで、何年後にはこうなるだろう。そのときの責任は、このように取りましますということをはっきりいうべき。そういうことをきちっと言えば、現の自治会長はそれをきちっと書き残す。それば代々受け継いでいく。長々といろんな意見を言ったが、小野の皆さんもいろんな意見があるので私が独占して申し訳ない。以上です。

知事：県庁職員、現場をきちんと知って、そして机の上だけでなくそれぞれの現場の責任を職員自らが負うべしと、そしてその全体として知事は責任があるだろうということである。先ほどの長期的な責任であるが、大変大事な指摘をいただいた。今、私たちはテクニカルなことを伝えたが、もっと知りたいことはこの手法で、こういった浄化術を使ったら何年後くらいにどれくらい汚染が除去されるのかという見通しを示してほしい、具体的にということで、ここは、大変大事な指摘であるので、シミュレーションはいろんなことがあって仮定もあるが、そのあたりは努力をして分かりやすい情報、皆さんが最終求めているのはここなんだと、いうところで答えさせていただけるようにしたいと努力する。それと併せて30年後50年後ということですが、ここは確実にモニタリングさせていただき、そのモニタリングのなかで、私は50年後にはいない、30年後もいないと思うが、確実にモニタリングしながらその情報を共有して、対応を取ることが行政としての責任だと思っている。

山仲部長：今知事の説明に加えさせてもらいますが、先ほど責任はとのことで、制度的に言いますと、今回の場合、説明しているとおり、本来原因者がやるべきものですが、原因者はあのような状態ですから、県が法律に基づいて代執行で行う。県が行うことから、当然、そこに問題があるのであれば県が責任を取る。それは、滋賀県知事が責任を取る。それは嘉田知事が何年生きられるとか関係なしに滋賀県が責任を取るわけですから、制度というものはそういうものですから、ここははっきりしている。もう一つは遮水壁の50年は确实ということは、それは誰も保証できないが、今の技術水準からすれば50年持つというものである。もしもすべてそれが出来るのであれば、社会の保険という制度はない。ですから、これも保険をかける。かつ、滋賀県が責任を取るという保険が掛かるわけで、そういう形で考えていただくことになる。

住民A：そのことについては、そのようになっていると言ったが、50年なら50年と。それはどこの専門学者が49年と言ったのか、51年と言ったのかははっきりと知りたい。もう一つは、なぜそういうことをいうかという、知事も学識経験者を委員にしているいろいろしている。それしか仕方がないと思うが、あの硫化水素が発生したときに県に3人に委員が出来ました。私が直接聞いてないのですが、聞くところによるとその内の1人が、硫化水素は温泉に行ったらなんぼでも出た、ということを言った。その程度の認識でこれが始まった。それが、今日の大事に至った。これで終わっておく。

住民B：今の自治会長が全量撤去という形で小野はまとまっているということあるので、今のD案、それを聞くと臭いものに蓋をするという感じである。そうすると入れ物が何年持つという話になっても、50年持つ、30年持つ、そんなのではなくて、小野としては全量を撤去していただきたいというのがまとまった意見である。知事が言ったように30年後にどういう影響が出るか、全量撤去すれば影響がなくなる。それを是非希望する。それともう一点、ミニRDと言っているが、私のところの前にまた産業廃棄物を置いている。2年ほど前から県に言っているが、全然、それがどんどん積もっている。量がどんどん増えている。そんな小さなことができなくてRD解決できるのかと思っている。

部長：葉山東小学校のところか。

住民B：そうである。

部長：あれも南部振興局の職員が行ってますし、少しずつ金属だけ取り除くということ

言っているみたいで、もう少し法的な対応はしたいと思っているが、当初は有価物ということで持ってきて枠と金属類を取り分けるということだったので少し状況を見ていたみたいだが、長期にわたるということで、今かなり頻繁に監視をしている。ただ、今の状況では、確かに一見廃棄物に見えるが、制度的には価値のあるものを持ってきて、いわゆるリサイクルしているということなので、今そちらから取り締まれるか、あるいは彼らが言っているような対応になるかということで、現在少しはものを動かさしていると思っている。

住民B：いつのまにか産業廃棄物保管場所というラベルが2カ所に貼っている。それが5月の下旬、1週間ほど前である。そうしたら、あそこ保管場所だったら、今やっているのは重機で掘り返してステンを出している。そういう見えただころができていないのに、RDの大きな問題、それが積み重なっていまRDが起こった。まずは小さいところ、知事もこの前5月の11日に、4月からは小さなことでも早く対処できるように研修してますとか聞いたが、そういうことができなくて、それで、当然全量撤去はどここの自治会でも出ると思う。そうしたときにD案を強引に持ってきてみんな反対して、テレビで放映されてるように、私どもの自治会おとなしいが、ますます過激な意見も出ると思う。少なくともD案を持ってくるなら遮水壁を何年くらいはもつか確実なことをやらないことには臭いものに蓋して終わりという感じである。

部長：車と一緒に規格ものは耐用年数あっても実際は違う。

住民B：5月11日に意見を聞いていたらこちらの対策の方法を言っていたのは、少なくとも15年から20年ということを使ったし、そういうことなら50年もつというのはどこの学者が言っているのかということだ。そんなもの保険といわれても、それが崩れたらどうなるのか。私が責任を持つとはいえないでしょ。今表を見てパッと見たら命に金をはかったような243億がどこかへ行って、一番安い45億が生きてきている。住民の健康ということなら税金を投入してでも全量撤去するという話になるのではないか。それなら、ここで集会していただく値打ちがある。あくまでもD案で住民説明が終わったという形で既成事実だけを作られたら何の値打ちもない。是非、パチンコ台のところから、一度小さなことからでも出来ますよと。住民は、あそこは、粉塵、空気が汚れている。騒音は出ている。先ほどの重機の騒音ですが、私ところ10mほど前だが、重機の音で夜中まで動かしている場合もある。そういうときにまず小さなことからできるのかと、いうところからでもちょっと県の姿勢を見せてほしい。それから丸裸でD案を同じようにしていただいて何も説明できないということではどこの説明会でも同じ意見が出ると思う。全量撤去ということは絶対譲らんとする。

それから、入れ物の耐用年数が何年か、それも分らないのでしょ。絶対承知しないと思う。そこらのあたりでテレビでやっているように同じ説明の仕方ですと回ったらだんだん意見が過激になってくると思う。そのへんどうか。北尾の意見を参考に次回は説明を変えるということで D 案を理論武装して納得いく案に練り直してしないことには、当然全量撤去に凝り固まる。そこらのあたりはどうでしょう。

部長：前はここまで説明させていただいてなくて、D 案、A-2 も説明していない。入り口で終わっている。

住民 B：それなら 5 月 11 日はもっと詳しく説明聞いた。

部長：あのときは、案を説明した。

部長：先のパチンコ台のところは今擁壁をして土が積んでいるが、所有者は造園屋さんになっているが、元は田んぼだったのか。そうですね。なぜ田んぼが調整区域であんなったのか職員に聞いてもそこまでわからない。本来、なぜ、あそこの調整区域で擁壁ができて、周りが田んぼのあそこだけがあのようになっているのか、そこへ遡らないと解決できない。土が積んであるところまでは今私どもはおよべない。土まできれいにせよと、あるいはいろんな物置いている、やっぱり田んぼであって誰かが農地転用を許可されたんですかね。

自治会長：地目変更されています。

部長：でも普通でしたらあんなところできませんね。そういうところから押さえないといけないので、今全部調べさせている。どこからできるか。単に今のパチンコ台だけでなく、かなりいろんな物置かれています。コンテナも置いてあるし、廃棄物にしても名前も入っていない。私も 11 日に初めて聞いたので、それについてはきめ細かくやっている。ただ、農地転用のところからどうしてあれが認められたのかとか調べないとなかなか。今権利を持っているが、何人かに貸して物を置かすとかしているの、そのあたり警察とかと協力してやろうと思っている。説明の仕方ですと決めて押しつけて既成事実つくるつもりはない。ただ私たちとしては D 案が制度的技術的に考えて一番いいというふうに思っているの、説明をさせていただいて意見を伺おうということでやっている。

住民 B：そうすると 11 日に遮水壁でも学者の方がおっしゃった意見、こういう意見も

あるということもそちらの方から言ってもらわないとそういう会に出てない者はまったく知らないという形になる。そうすると今、県の説明は一方的にしているので私たちは鵜呑みにする。ただし、こちらから意見が出た時、そういう意見も出たということ。不利なことは言わないと思うが、そういうことも言われて初めて判断できる材料が求められる。あの時にコンクリートの配合とかはなしに、耐用年数は何年だと、確かどこかの教授の方が言うように、そういうことも、こういうこともあるということ。不利なことでも判断材料として県の方からおっしゃってもらったらそれやったらもう一つ考えるという話になる。信頼性もできてくる。私の言ったように臭いものに蓋をするというような感じで入れ物が何年持つかわからないというようなところで、誰が人間の体であるまいし50年で済むわけではないので、自然であり永久にそこにいてそれが崩れることもわかっている、そこらへんはどうかということである。先ほど部長が保険だから大丈夫、そのための保険と言っていたが。

部長：そういうものでなく、すべての中に確実なものはないので担保を取らないといけないうことで申し上げた。基本的な考え方をもう一度きちっと言うと、あそこの問題は硫化水素ガス、地下水汚染、粉塵、法面の崩壊というのが危ない部分である。それを止めるということで、硫化水素ガスは随分安定化しているので時間を待つということなのであるが、これの常とうのやり方は臭いものに蓋ではなくて通常の標準的な対応として覆土、それも土を選んで覆土で止めるというのが1つ、地下水については遮水をして上げるということで遮水壁も建物の建築物のコンクリートなら強度の問題なのですが、当然遮水壁と言っているのももちろん強度は必要であるが必要なのはいかに水を止めるかということである。地中に打つものである、何 kg 上から横から力が架かるものでなしに水が止まるかという観点である。現地の砂を使うというのは原則だからすべての砂を調べていないので配合率が分からない。家の基礎造りと一緒に現場打ちをやらないと分からない。

ですから私たちがきちっと言えないのは、もう一度、きちん調査をして詳細設計をしない限り配合率は言えないのでいい加減じゃなくて遮水壁というものを決めた場合にしかわからないということなので遮水壁としてご理解いただけるのであればということ考えている。そのへん理解いただける資料が出せるかどうか。蓋然的な意味で整理をしている。データを出せるかどうかは検討する。

住民A：今の答えはおかしい。そんな考え方で仕事をしているのなら我々の税金は使わないでほしい。自分たちで勝手に稼いで仕事しなさい。

部長：なぜおかしいのか。

住民A：決まっていないから配合が言えないというのはどういうことか。そんなことは調べて、D案をやる場合はこのような状態になるということ調べてくるのが当たり前である。やることは簡単に調べられることである。私たちはこれまでの仕事の中でもそういうことはきちん出してやらないとできない。私たちの業務には監督署という監督するところがある。そういうものに対して説明するのに、まだ決まっていないというようなことは言えない。そういう答えをのうのうとやっていること自体に尊大な態度を感じる。知事、連れてきている方が間違っている。

部長：考え方で厳密な数値が言えないということである。何人かの方が理解いただいていると思う。ほんとうに現場の砂を見ない限り分からない。資料を担当者が持ってきませんが、標準的な数値までは示せる。次回、そこは示させていただくが、あそこで行う遮水壁、ソイルセメントであるが、その厳密なものについては言えない。これは、ごまかしているとかいい加減ではなく、きちんと仕事しようとするれば一定のところまで追い込んで、次もう一段調査をして具体的な数値を出すというのが一番効果的な無駄のないやり方で、全然何もなしでやっているのではなく、遮水壁の標準は分かっているが、現場でやるにはもう一段のことがあるので、その数値までは出せないと言っている。

住民A：弁解と強弁をする以上は、私たちは区民は何を言っているということだと思う。もう少し冷静な態度で我々にわかるようにきちんと言明するべきであって、資料は部下が持っているが今日ここに持ってきくなってそんな馬鹿のことがありますか。私たちは人に説明するときは必ず資料を揃えて、何を質問されてもこういう形ですというのが普通である。どうやら我々一般庶民と県の職員の仕事の仕方は違うような気がする。

住民B：これで各自治会回って各自治会でどういう意見が出たということは当然集計されると思うが、最終的に各自治会がどういう意見を出したかというのはそれぞれのところに回覧として回るのか。

部長：基本的に公開である。非公開を選んだところについては了解がいろいろありますが、そうでないところについては時間の間に合う限り、あるいは私どものホームページで公開するつもりをしている。

住民A：ホームページ見られない。

部長：もちろん資料は配りますが、早い伝達方法としてはホームページでもということで、もちろん地域の方々には、ペーパーとかいろいろな手段でお知らせするつもりである。

住民C（副自治会長）：対策工実施の基本方針のAのところに「地域住民との連携を強化し互いの合意と納得が得られるようにして」と書いてあるが、28日に北尾で説明会をしたそのときの様子がびわこ放送でも出ていて、京都新聞でも出ていて、ものすごく反対を受けたということはみんな知っていると思うが、合意と納得を得るために説明会を持っていると思うが、最終的に合意が得られない場合、北尾の場合はもう一回説明会をしますね。それをやっても合意が得られない場合、金額的な面、年数的な面でも大分開きがある。合意が得られない場合はどのような形をとるのか。それから先ほど知事が癌に例えて言ったが、癌ならばその部分を取ってしまう方法や放射線治療などのいろいろな方法でやっていくという例えを出されたが、この問題は、人間の場合だと、癌だと寿命があり、終わりになる。この場合は全面撤去しない限り、いくらしても終わりということはない。良くなっていく状態ではない。廃棄物が埋められている場合だとそれがなくなる限り何らかの影響は受ける。あの例えは、ちょっとおかしい例えだと思う。人間の場合は寿命があるので、80とか90なりそれで終わりだが、RDの問題は50年経ったら終わりではなく永久に続く。それからもう1点は県の方からこの案を認めてほしいということとされているのか。もしも合意が得られなければ違う方法でやっていくということを考えているのか。合意と納得というのは難しいと思うが、それが得られない場合、強制的にやっていくのか。一番いいのは、今あるものを全部、金額的にも年数的にも大分開きがあるが、開きがない場合だとある程度双方が歩み寄ったらできると思うが、ここに住んでいる者としては自分たち死んだ後も子ども孫のことを思うと今きちんとしておいてもらわないと、50年なりこの地域がなくなる限り続く。100年200年と続く。そういう形で残っていると、どこかで問題が起こってくるので、合意と納得が得られない場合どういう形で進めるのか聞きたい。

知事：合意と納得が得られない場合はどうするかということで大変大事な質問をいただいた。今私たちは北尾に続いて今日2回目の自治会である。皆さんのお話を真摯に聞かせていただいてそしてどうするか考えさせていただく。今ここでこうするべきだというような段階ではないと思っている。それから人間に例えるのは不適切だと、確かに人はそこで命が終わるから部分的にその対策をとることでいけるだろうと、一方で大地、あるいは地域というのは永遠だという気持ち（からは）私も不注意だったと思っている。永遠に50年、100年、200年この地域の場合には、大変古い千年以

上の歴史があると思う。そういう意味で100年、200年先まで考えてきちんと生活環境の保全を全うしなければいけないという意味合いだと理解をする。そういうところで先ほど対策工の終期という言葉、目的というか、どの段階まで安全性、あるいは浄化をするかということだが、これは硬い言葉だが、環境基準が達成されるまで、それもできるだけ早い時期と考えているので次の世代に、あるいは何十年、何百年も引っ張らないような形での努力をやりたいと思っている。そういうところでいつまでも今の汚染状態を続けてはいけないというのが私たちの狙いであって、それも環境基準に達するまでしっかりと汚染を除去したいというのがこの対策工の狙いである。

住民C：知事が就任してまもなく小野の自治会から要望書を出した。その中に5項目あるが、その中の2点、処分場全体の有害物の除去という要望を出している。これについて県の回答は対策委員会の中で検討するという回答をいただいている。もう一つは経堂ヶ池の浚渫についての回答はヘドロ等の浚渫はきわめて困難という回答をいただいている。先ほど自治会長や他の方、また検討委員会の提案についても全量撤去となっているが、なぜ全量撤去ができないのか。地元としては全量撤去をしてこそはじめて、先ほどから遮水壁とか言っているが、全量撤去すれば、あと、安全性とか問題はなくなると思う。是非全量撤去で、先ほど知事も言っていた合意納得しない時には真摯に対応するという事なので是非地元の意見を真摯に聞いていただいて対応してほしい。それから経堂ヶ池は小さい時は泳いでいた。非常にきれいな水だった。先に知事がお話のありましたように昭和40年代の写真を見たら非常に森もあって宮さんもあってという状況になっていました。ですが先ほど調査の結果2カ所を取ったがRDと関係なかったという回答をもらっている。現場を見たら決してそういうことはないと思う。なぜヘドロが1m以上あるのかということである。そのへんを現場に行ったら本当によくわかるので調査の結果関係なかったと言われるとそれ以上のことは言えないが、現場に行ってもらったらほんとはよく分かる。池が浅くなっていて、ヘドロが1m以上ゴボゴボ簡単に入る。その原因がそうでないということはちょっとおかしいというか、科学的に調べたらなかったのかもしれないが、現場を見たらよく分かる。一度現場を見ていただいて、小野の経堂ヶ池の浚渫も一つよろしく願います。これは田んぼにも使っているし生活用水にも使っているが、この問題の平成11年以降使っていない。一つよろしく願います。

上田：経堂ヶ池の対応については、栗東市と県市協議会の中で十分に協議をしている。その協議結果を報告をすることになる。そういうことで御理解いただきたい。

市部長：経堂ヶ池の浚渫については過去に市が実施するという事で予算を取った経緯が

ある。その当時にはR Dの問題というのがあったので今現状こういうことになっている。今後また国道1号バイパスのこれからの整備も考えられるのでそういう状況と合わせて県と協議したいと考えている。

住民D：R Dの関係については地元の関係者がかなり多いのでなかなか言うことも言えないしということもある。ところが池の水が汚れてない汚れているということについて、汚れていないというのは嘘である。知事も環境問題とかそういう関係についても専門家であると思う。そこでD案で区民、市民の皆さんは合意はできないと思う。そこで全量撤去をした場合、全量撤去はできるのかできないのかどっちか。今の時代なら全量撤去は不可能だと思うが。

知事：先ほど基本方針から見た8項目の×を書いているが、遮水壁で支障除去が可能で現場の浄化ができる可能性があり、しかもそれがより経済的である場合には、高いものを採用するということは行政として法的な予算を入れる立場からできない。代執行事業であるので本来R D社がやるべき支障除去である。その原因者に対して命令を、全量撤去の命令ということも残念ながら法的にもできない。また周辺環境、騒音、振動、悪臭が長期に亘る恐れということが書いてある。それと実行性の確保、支援。そのことを全体として勘案すると全量撤去というのは私の今の立場からはできない。何か全く別の他の法的根拠なりをもってこないといけないと理解している。

部長：できないというよりはどちらから見るかなんですが、先に言ったとおり支障が四つ五つありますから、それを除くという観点で制度ができていので、除くのであればD案でできるという考え方である。先ほどの方も全量撤去ができないのかとおっしゃったが、今も全量撤去の問題がありますが、全量撤去案でA2案というのを説明したが、もともとA案というのがあった。A1案と言っている。そのA1案だと430億円で16年は少なくともかかる。委員がそれではあまりにも長期間で経費も大きいということで16分割にして上げたのをふるい分けして出す量を少なくしたらいいではないか。かつ上にかける館も小さくできるということで工夫したが、その部分だけは前回の北尾団地でも説明したが、技術的には立証されていない。県としては確認していない。とりあえずの算定で230数億というのを出している。ですから実際は限りなくA案に近づいてきて、全量撤去となると少なくとも16年で430億をかけて廃棄物と健全な砂をふるい分けるといのは実際困難ですから、全部出していい新土で埋め戻すという案が前提になると思っている。そうなるいろいろな面で困難、全部動かすとなると境界の問題であるとか、当然A2案でも1日トラック50台動くということなので、技術的に困難だということ。

もう一つは、20年弱そういう状態にあの地域が置かれるということを考えると、D案というもので対策ができるということであればと。これも50年掛かるのではなく、問題はダイオキシンとかシス1,2です。これが洗い流されて浄化をされれば地下水に出ない。確かにあそこには鉛等も入っているし、当然、本来認められない鉄も入っている。ですけれどそれは物質的には溶出していないし、今後もしないので、それは基本的にあそこへ置いておき、地下水に出てくるものを除去して、最大、今みているのは30年ですが、その間に安定化すればいいというのが通常のこういったケースの改善方法なので、県としても同じようにこの方法がいいだろうということで今提案をさせてもらっている。

住民D：私は知事は民意と対話を大事にされる知事ということで思っているし、期待をしている。そこで2つお尋ねする。まず今まで皆さん言っている基本方針から各案の比較、こんな都合のいいもの、自分たちにとってだけ都合のいい×を誰がしたのか。この項目は誰が決めたのか。はっきりみたら誰が見てもD案だということにするための比較案である。だから臭いものに蓋をするような恒久的な対策にしようということ。我々は恒久的に子ども孫とか子孫に迷惑や心配をかけることがないようにしたいというのが、我々の今の責任である。そういう形で取り組んでほしいと思っている。この案で実際、今日ここに来て説得できる、説得するということを思ってきたのか。それがまず第1点。それから2つ目は8項目の対策工実施の基本方針です。これ先ほど知事が言ったが、これは先ほどの言葉を聞くと、私は脅迫、脅しのようにとった。これ諮問委員会がある前になぜ、基本方針がクリアされないと対策工ができないということでは言われたのか。あとから言われたのでないか。そうでないと諮問委員会は何だったのか。その2点です。お答えいただきたいと思う。

知事：この8項目については対策委員会の中で項目を1つずつ検討しながらまとめていただいた。そういう意味で私たちが勝手に作ったものではない。委員会の中で作られたものである。だからこの項目自身は意味があると理解をしている。

住民D：説得できるという面では、いまの現状で結構です、どのように、感想を述べていただきたい。

知事：説得というか納得していただけるように私どもは努力をして様々な資料も作った。先ほど指摘あったように今日ここで不足しているものはまた次回ということで追加させていただきながら私たちも正に学びながら皆さんと各地域を回りたいと思っている。

住民D：基本方針からみた各案の比較は誰が作ったのか。

部長：たたき台は室で作っている。県庁のいくつかの会議にかけて意見をもらって直しており、だれか個人が作ったのではなく県としての現在の評価である。

住民D：第三者ではないということですね。

部長：これは県が対策委員会の意見を受けて、あとは県が判断するというものですから、滋賀県が作った。

住民D：ということは住民の同意というのは になっているが完全に私から言ったら地域住民は×ですね。それと緊急対策恒久対策、緊急対策は かもしれないが、恒久的な対策ははっきり言って×を3つ4つつけたいと思う。

管理監：遅くなるが、熱心に議論いただいたが、このあたりで閉めさせていただきたいと思う。

住民E：閉めるようになっての話なんです、もうひとつ納得いかないのは遮水壁から外についてモニタリングしていくということか。それと遮水壁をすることによって、今までは少し小さい目の遮水壁を考えたりとか調査を順番にしてこられてだんだん大きくなっている。それで今また遮水壁をやると今までよりまた大きくなる形になる。工法等やっていくにあたって。いま、RD 敷地ぎりぎりの線で遮水壁をするということで、今までは、地下の方に一層二層で遮水壁を止めていたものを今度また火山層まで下げるということは、自然的に広げていることになるのとちがうのか。人的に工法を広げていっていると思う。工法することによって止めるということもあると思うが自然界の状況を広げているように思う。それで遮水壁からの周りのモニタリングを、そういう問題をどのようにもっていくのか。

上田：遮水壁の周縁、外の方へどういう形でモニタリングするというのも当然専門的な知見も必要だが、周辺の住民の皆さんがこういう形で監視をしなかったら納得できないという話合いも今後させていただきたいと思っている。

部長：当然監視は現在、出ているものが止まるかどうか、それとプラスして室長が言ったとおり、追加で監視をするというのが出てくると思っている。当然、広がるというのは廃棄物の中にといいわけにはいかないなので措置は拡がる。これは全量撤去の場合で

も、他の全量撤去は豊島、青森岩手県境の二つであるがまだまだどんどん掘っている。やはり少しでも安全がどうかという追加で掘っていくことから、むしろ全量撤去の方がどんどん掘っていくと思う。遮水壁にしてもまずは一番安全なところに遮水壁をうつということからすると、現在の許可された処分場というよりは、それよりは実際大きくならざるを得ないと思っている。

知事：時間が迫ってきているので最後に一言お礼と挨拶を申し上げる。皆さんが孫子の代までこの大地、水、森が安全で生活環境として豊かで伝えられるようにという思いを強く持っておられるということ、今日、私自身も改めて確認した。私も本当にこの市は素晴らしく歴史があってその歴史は大地と水と自然の歴史の中で私たちに先祖から受け継いできたものである。ここに傷を残してはいけないという思いで私も県政を預かっているのです。そのためどのような方法あるいは資料なども含めて提示したらいいのか、じっくりといいながら緊急に考えて次の自治会回らせていただき、そしてそれぞれの自治会からいただいた意見をもとにしながら、もちろん公表するが、県としての実施計画案を作らせていただきたいと思います。言葉足らずだが本日のところは土曜の晩、それこそ孫子と一緒に楽しめる時間をこんなふうなところでいただきましてありがとうございました。

部長：私たちはD案でいけると思っているが、それで既成事実作りとか押しつけに来たということではないので、そのあたり自治会長と相談させていただいてどうするかとか、そのあたり、今日はこれで、ここでD案を認めていただいたとか私たちは全く思っていない。ただ県も何かの案をある程度、これがいいと思ったうえで話をしない限り進まないのでは不満はあると思うが、短い時間で全部が説明できませんが、D案で一定のところまでもって行って、後はモニタリングでしっかり押さえていくという案で進めさせていただきたいという考えでいるが、今日、いろいろご意見を伺っていますし、×か3つ付くとかおっしゃってますので、今日で決まったと思っていないので、次の進め方については室の方と自治会長と相談させていただきたいと思います。

自治会長：最終的決定ではないということを確認しておきたい。小野としては今まで出てますとおり全量撤去ということが出ているのでそういう方向で進めていきたいと思っている。

部長：長時間ありがとうございました。

以上